

(趣旨)

第1条 この規定は、羽村市国民保護協議会条例（平成18年羽村市条例第16号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、羽村市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(意見の聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の協議会への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の記録)

第4条 会長は、会議録を作成しておかなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(協議会等の公開)

第5条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

付 則

この規程は、平成18年8月22日から施行する。

